

令和3年第5回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年 5 月 14 日(金) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員 議長 山本 正二
1 番 井上 建夫 3 番 村上 浩一 4 番 縄田 善博
5 番 倉増 知 6 番 安部 好恵 8 番 中嶋 誠
10 番 萬代 泰生 11 番 伊藤 美和子 13 番 伊藤 新司
15 番 馬屋原 眞一 16 番 岸 英法 17 番 武藤 康志
18 番 安富 法明 19 番 山本 正二
- 4 出席推進委員 大石 洋典 山縣 正明 阿川 伸美
- 5 欠席農業委員 2 番 井町 哲 7 番 俵 薫 9 番 石田 健治郎
12 番 前田 耕次 14 番 中野 修
- 6 欠席推進委員 三戸 勲
- 7 事務局 事務局長 吉村 昌展 主幹 中村 正寿 主事 小幡 和希

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今から令和 3 年第 5 回総会を開催いたします。本日の出席委員は 1 9 名中 1 4 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。ちなみに欠席委員、2 番井町委員、7 番俵委員、9 番石田委員、1 2 番前田委員、1 4 番中野委員の 5 名でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長より指名したいと思いますよろしゅうございますか。(「はい。」の声) ありがとうございます。それでは、1 1 番 伊藤委員、1 3 番 伊藤委員、よろしく願いいたします。今農繁期の今から大変になるんで皆さん気がせいとおると思いますので、いたらん事を言わずに議事の方に入って行きたいと思います。</p> <p>それでは議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>1 件目。隣接する住居を購入するにあたり、併せて申請地を買い受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件について譲受人は新規の農地取得ですが、耕作をするにあたり必要な農機具を購入する予定で、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業時常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たすと見込まれます。第 5 号の下限面積要件は当市の 1 0 0 0 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。本日ですね、地元の推進委員さん欠席でございます。よってもし馬屋原委員何かわかればお願いします。
馬屋原委員	現地を見ておりませんが以前の記憶からすると家の隣にある畑だと思いますけども特段自分で耕作されても問題ないふうに思います。

議長	はい、ありがとうございます。それでは、委員のみなさんより何かご質問ございましたら、お願いいたします。ないようございましたら採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は、原案の通り決定をいたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 申請地は●●●●から北東に1.4kmの位置にある農用地区域内農地です。杉、ひのきを植林するための農振除外です。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
武藤委員	はい、17番武藤です。去る5月7日、安富委員、吉村局長、小幡主事とともに現地調査にまいりました。こちらの農地の場所なんですが、ちょっと補足しますと●●●から●●●へ抜ける山間部を通る●●●号線の間地点●●地区という所になります。まず最初の●●●●ですが、隣接しております●●●●という所、開発者の●●さんの農地なんですが、こちらも元農地でしたがこちらはすでに原野となっております。当該農地もほぼ同じ様な状況となっております。もう地番の●●●●ですがこちらは一昨までは農地として貸し出されておりましたが、借り受けられた方が無理に作付けされていたようなんですが、昨年よりも耕作を製品の能力あんまり稲作にはむかないという事で耕作を断られたということでした。●●さんにお伺いしたところ後継者もなく荒れ放題になる前に植林をして始末をしておきたいという事でした。植林については●●●●さんの方へ相談され杉と檜を植えられるという事でした。現地調査の結果、外の農地に与える影響は少ないと感じました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員さんより補足説明ございましたらお願いいたします。

大石推進委員	はい、推進委員の大石です。只今説明がございましたけど独断私のほうから補足説明を言う事はございませんので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さん何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。 （「はい」の声）はい、それでは、採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号の協議結果を付して市長のほうへ送付いたします。それでは、続きまして議事順位第3 議案第3号 農用地利用集積結画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	本日配布しております令和3年5月31日告示、令和3年6月1日開始の農用地集積計画をご覧下さい。今回、全体で25筆ございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、34,825㎡貸し手が11名、受け手が7名でございます。内訳は、4ページ以降でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員さんのほうで何か補足説明ございましたらお願いいたします。無いようでございましたら、採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、議案第3号につきまして原案のとおり決定する事に賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号の原案のとおり決定をいたします。

事務局	<p>それでは、続きまして議事順位第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p> <p>7件朗読。</p> <p>1件目～3件目。4件目～7件目は病気のため耕作管理が難しくなり双方の合意により解約されたものです。すべて次の耕作者は決まっています。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。東分だから石田さんか。山縣さんも作ってくれそうな人はいませんか？ちょっと石田さんと相談しながらお願いいたします。秋吉・別府、別府はだれになるんですかね？井町さんか、4番は於福阿野さんの所になるんですかね。場所については事務局の方で調べてみて、もし次だれかやって頂ける方があれば捜してみてください。お願いいたします。5番・6番これ井町さんの所になるんですかね。事務局の方から井町さんにもお願いしてみてもらえます。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>推進委員さんはだれになるんです。</p>
事務局	<p>永嶺さんですけど欠席です。</p>
議長	<p>欠席、はい。委員のみなさんから何か発言がございましたらお願いいたします。ないようでしたら報告事項ですので終わってもよろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは、発言がないようでございますので、以上で報告第1号終わらせて頂きます。それでは、続きまして議事順位第5 報告第2号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>4件朗読</p> <p>申請が1筆。昭和30年頃に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。</p> <p>申請が4筆。●●●●につきましては、農地転用の許可を受け、倉庫を建築したが登記されないまま現在に至ります。●●●●につきましては、昭和56年に耕作放棄後、宅地の一部として利用され、現在に至ります。</p>

<p>議長</p>	<p>番号3番につきましては、平成8年頃より通路として使用され現在に至ります。 番号4番につきましては、平成8年頃より雑種地となっています。平成8年以前は歯科医院があったそうです。 以上、報告します。</p>
<p>武藤委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p> <p>はい、17番武藤です。1番目の●●さんの件ですが、こちらはですね場所を補足しますと●●●号線国道ですね●●方面へ向かい●●●の手前の鉾山の手前のちょっと手前なんですけど、その辺を右折しまして山手の方に行く道で、国道からおよそ400mほど入った辺りの山の中の農地になります。こちらですねもうすでに農地に行く為の通路も藪だらけとか確認出来ないぐらいで、実際、農地にまで行く事が出来ませんでした。所有者の方に聞いたところ、今回山を売る事になってそれで所有者の方も畑があったという事を確認されて今回の申請に至ったようです。</p> <p>2番ですが、こちらがですね●●●●の●●●●の近くになるんですけど、最初の●●●●ですねこちら資料にもありますが、昭和55年頃に転用の許可をおりておりまして、そのあと昔●●の町の中にあつた●●さんというところがそこにお弁当屋さんなんですけど、そこになんか倉庫とかそこで作るようにする様な感じで作られたらしいんですけど、今の廃倉庫みたいな感じのものがあるだけで、そのものが使用されないまま登記もされるも忘れられていたという感じで、●●さん、●●さんていうのは相続人とかたちになりますかね。次の●●●●から●●ですがその写真にある緑の家の方が多分あの真ん中の土地なんですけど、一緒に倉庫を使いよる時に多分かさ上げされたんじゃないかと思うんですよね、もうすでになにもない感じでそのうちの一部を借りられて畑と宅地の一部として利用されているとかたちです。</p> <p>それから、3番・4番なんですけど、こちらも隣接しておりまして3番の方は4番に入る為の通路そしてもうどう見ても畑には見えないとかたちになってまして、もう多分かさ上げしてあつて、もとそれこそ歯医者さんがあつたそうで●●●●さんが購入されたか手に入れられたらしいんですけど、そういう状況で農地に戻すのは無理かなという感じを受けました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。地元委員さんより補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
<p>山縣推進委員</p>	<p>1番について、推進委員の山縣です。今委員さんが言われた様に、別段問題は無いと思いますのでご審議よろしくおねがいします。</p>
<p>阿川推進委員</p>	<p>はい、伊佐地区の阿川です。2番につきまして先程武藤委員さんのほうからご説明がございました様に、これは昭和56年の日に</p>

	という事でされて周りにも影響ないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。その他については全部欠席なんですよ。（「はい」の声）3番、現況説明がありましたので委員のみなさんへ何か発言等ございましたらお願いいたします。
岸委員	はい、3番、4番です。くわしくはわからないけど、株式会社の法人をこの当時農地を買えたんでしたっけ。
武藤委員	家が写ってますよね写真に一番右上の写真ですかあすこと共同で通路として外1名とはお家の方なんです。
岸委員	それはいいんだけども当時の時点で田んぼという認識されたんですか法人株式会社がその当時農地取得できたのかな。
議長	事務局のほうどういう経緯で●●●●に農地が移ったのかというこの説明、登記上はどのような格好で。
事務局	はい、今全部事項証明書がちょっとついていないから詳しい内容がわからないんですが、今であれば法人が農地として取得することは出来ません。この時転用か何かをするというかたちでされて購入されたんじゃないかなっていう本来会社が取得することが出来ないと考えます。以上です。
議長	はい、どう取り扱いますか。全部事項証明を出して頂いてきちんとした所有者を確認して多分5条で買い受けたか何かしているんじゃないかと思うんですけど。
岸委員	こんな状況だから現況証明はやむをえないと思うんですけどすでにどうしようもないから、只、次の参考の為に今農地というのは株式会社が持てる。
議長	いや持てるのは持てますけどそれはあくまで適格法人のみです。
岸委員	そうですよね。だから今回どうするかは別にしても今後のために。

議長	<p>わかります私的には今後の為に事務局にですね、今後のきちんとやはりチェックを入れていただきました、受付の時点でやっていたきたいというのと不足した定義については次の総会までにきちんとしてほしいと多分●●●●●●に名義が変わってなくて●●●●●●が申請を出したんじゃないかとゆうふうに思います。農家台帳に●●●●●●って出てくる事が無いと思います。その辺についてちょっと再チェックをして下さい。その辺でみなさんよろしゅうございますかね。現況証明を出す出さないについては委員のみなさんのご判断を仰ぎたいと思うんですけれど、</p>
馬屋原委員	<p>申請人を変えるという事？●●●●●●で出すという事？</p>
議長	<p>それを出すのは絶対におかしいです。</p>
馬屋原委員	<p>●●●●●●外1名で外の人の名前で申請書を出してもらわんと、こんな状態で条件付きで見たら現況証明がOKじゃあなくて状況はよ、だけど申請者が問題なんよ個人認定者よだから条件付きで認定すればいい。</p>
議長	<p>だから●●●●●●が代理人っていうなら話はわかるんですよ。</p>
馬屋原委員	<p>だから内容をきちんと整理しとかんとずるずるなるよ。</p>
議長	<p>はい、それでは今馬屋原委員さんより、条件付きで●●●●●●ていうのはおかしいのでそのへんから変更してもらおうという方向で条件付きで許可をするしないということなんですが、それについてみなさんよろしゅうございますか。（「はい」の声） ほかに何かご質疑ありませんか。それでは、なければ只今の3番、4番につきましては条件付きでの現況証明処理という事で行きたいと思います。それでは、発言も出尽くしたようでございますので、以上で報告第2号を終わらせて頂きます。 それでは、続きまして議事順位第6 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。 農事組合法人●●●●●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正でありましたことをご報告申し上げます。以上です。</p>

議長	はい、ありがとうございます。委員のみなさんより何か発言ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言ございませんでしたので、報告第3号を終わらせて頂きます。それでは、続きましてその他の項に入りたいと思います。農業相談日につきましては予約等ございませんでしたので行っておりません。以上で終わりたいと思いますが委員のみなさんより何かご意見等提案等ございましたらお願いいたします。特にないようでしたら事務局より報告をお願いします。
事務局	私からは今後の日程についてです、本日配布しております令和3年6月の日程についてご覧ください。総会は6月の16日、水曜日、午後2時からとなります。場所は今回と同じ市民会館2階大会議室でおこないます。次に農業相談日は、6月8日、火曜日、9時から11時30分までを予定しております。当番委員は美祢地区は伊藤新司委員さん、美東地区伊藤美和子委員さん、秋芳地区井町哲委員さんお願いいたします。次に現地調査、実施日は、6月7日、月曜日、9時から16時まで予定としております。当番委員は岸英法委員さん、馬屋原眞一委員さんです。集合場所は、農業委員会事務局に8時50分集合でお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、本日の総会すべてを終了いたします。それでは、号令をおこないます。
事務局	号令。

午後 2 時 45 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 3 年 5 月 14 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

